

奈良県告示第二百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十七年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

柳（ト）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を県道二十八号線の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

吉野郡吉野町大字柳	一四三六番六	一号
〃	一八五四番三五	二号
〃	一八六九番	三号
〃	一八七〇番	四号
〃	一八七二番四三	五号及び六号
〃	一四一三番一	七号
〃	一三九三番五	八号